

## 西東京市告示第59号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項及び西東京市会計事務規則（平成13年西東京市規則第52号。以下「規則」という。）第31条の規定に基づき、多機能端末機における証明書等に係る交付手数料の収納事務について、次のとおり委託したので、法第243条の2第2項及び規則第31条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

西東京市長 池澤隆史

### 1 委託事務

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部・個人事項証明書、戸籍の附票の写し及び市・都民税課税（非課税）証明書に係る交付手数料の収納事務

### 2 委託先

地方公共団体情報システム機構  
千代田区一番町25番地

### 3 指定公金事務取扱者の指定日

令和8年4月1日

### 4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで